

# 土木工事書類簡素化マニュアル

令和 6 年 9 月

鳥 取 市



## 目次

1.はじめに	1
2.目的	1
3.適用対象	1
4.工事書類について	1
5.工事書類の解説	2
(別表1) 工事書類一覧表(簡素化版)	3
(1) 省略できない書類	
No.41 工事打合せ簿	4
No.49 工事履行報告書	5
No.50 工事週報	5
No.54 出来形数量計算書	6
(2) 内容が簡素化できる書類	
No.24 施工計画書	7
No.56 材料品質規格証明書等	9
No.57 工事写真	10
(3) 提出又は提示が省略できる書類	
No.25 設計図書の照査結果一覧表	13
No.26 着工前測量結果報告書	14
No.34 保険加入報告書	14
No.37 工事材料使用承諾	15
No.42 関係機関許可資料	15
No.46 架空線等事故防止対策報告書	16
No.47 段階確認書	16
No.48 実施工程表	17
No.52 出来形管理図表	18
No.53 工事完成図	19
No.55 品質管理図表	20
No.58 安全訓練等実施集計表	21
No.59 安全訓練等記録簿	21
No.60 災害防止協議会活動記録表	22
No.61 安全パトロール記録表	22
No.62 新規入場者教育	23
No.63 K Y 活動記録表	23
No.64 安全日誌	24
No.67 建設機械点検表	24
No.68 器具点検表	25
No.69 仮設材点検表	26
No.72 過積載防止取組状況報告書	27
No.75 創意工夫報告書	27
No.76 現場環境改善実施報告書	28

No.80 産業廃棄物管理票	28
No.83 残土受入伝票	29
No.88 排ガス対策・低騒音型建設機械使用報告書	29

## 1. はじめに

鳥取市は、建設業における働き方改革の推進に向けた施策の一つとして、令和3年度から「土木工事書類作成の手引き（令和3年3月）」（以下「手引き」という。）に基づいて監督業務を実施するが、工事の規模や内容によっては、手引きの中にも提出が省略できる書類がある。もともと、手引き作成の目的が工事関係書類の適正化であるため、工事金額や工事内容が加味されていない。このような点を補足するため、手引きに示す完成検査対象書類の中から工事内容等により簡素化又は省略できるものを抽出し、工事金額や工事内容に沿った提出書類となるように本マニュアルを作成した。今後は、工事書類の作成にあたって手引きとともに活用いただきたい。

## 2. 目的

本マニュアルの目的は、工事請負金額や工事内容によって書類作成の省略又は簡素化できるものがあるため、土木工事書類作成マニュアル（国土交通省中国地方整備局）、鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部）等を参考とし、工事書類作成に係る負担を一層軽減することを目的とする。

## 3. 適用対象

建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、鳥取市が発注する鳥取県土木工事共通仕様書を適用する工事（水道局発注工事、港湾工事、営繕工事を除く）で、以下に示す工事を対象とする。

- (1) 建設工事成績評定要領（令和3年4月1日施行）第2条ア～オに示す評定対象外工事（以下「評定対象外工事」という。）
- (2) 災害復旧工事
- (3) 当初請負金額1,500万円未満の建設工事。

### 建設工事成績評定要領（鳥取市検査契約課長通知）

（評定の対象）

第2条 評定は鳥取市建設工事執行規則（昭和61年4月1日鳥取市規則第11号）第1条に規定する建設工事のうち、次の建設工事（以下「評定対象外工事」という。）以外を対象とする。

ア 当初契約金額が130万円以下の建設工事

イ 鳥取市の管理する道路・河川・公園・港湾・建築物及び工作物等を維持し、修繕し、又は管理することを目的とする工事（緊急維持、河床掘削・伐開、植樹剪定・草刈りなど）

ウ 災害等の初動活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

エ 機器の部品取替等の保守を目的とする工事（融雪施設点検補修、電気設備点検補修（道路照明等）、機械設備点検補修（排水ポンプ等）など）

オ 工事目的物を伴わない工事（旧橋撤去、残土撤去、構造物撤去など）

## 4. 工事書類について

工事書類一覧表（簡素化版）は別表1のとおり。また、簡素化又は省略できる書類は  内に示す。

## 5. 工事書類の解説

手引きに示す工事関係書類一覧表の中から、省略できない書類（必ず提出又は提示）、条件を満たす場合に簡素化又は省略可能な書類について、書類名、取扱、対象工事、解説及び根拠法令等を次頁以降に示す。ただし、簡素化又は省略可能な書類か否かについては、事前に監督員に確認することを基本とする。なお、書類番号については手引きと同じものとする。

(別表1)

## 工事書類一覧表 (簡素化版)

凡 例	
◎	提出書類(必須)
○	提出書類(該当する場合)
□	提示資料(必須)
△	提示資料(該当する場合)
☆	省略可書類(該当する場合)

分類	No.	書類名称	内訳	書類の分類				契約 担当課 提出書類	監督員				備考	
				契約図書	契約関係 書類	工事書類			完成 図書	書類作成の手引き		書類簡素化マニュアル		
						工事帳票他	その他資料			提出書類	提出資料	提出書類		提出資料
施工計画	24	施工計画書			○			◎		◎簡素化		※1.※2 項目の簡素化が可		
	25	設計図書の照査結果一覧表			○			○		☆		※4 設計値が示されていない場合		
施工体制	26	着工前測量結果報告書			○			◎		☆		-/-		
	27	施工体制台帳		○				○		○		契約関係書類		
	28	施工体系図		○				○		○		-/-		
	29	低入札価格調査実施結果報告書		○			○					-/-		
	30	建設工事執行状況報告書		○				○		○		-/-		
	31	技能士報告書			○			○		○				
	32	CORINS確認のお願い				○								
	33	CORINS登録内容確認書				○								
	34	保険加入報告書				○			□		☆	※2		
	35	自社施工体制通知書			○			○		○				
使用材料	36	基本計画書			○			○		○				
	37	工事材料使用承諾 (工事打合せ簿(承諾))			○			◎		☆		※4 発注者が材料を指定する場合		
	38	支給受領書		○				○		○		契約関係書類		
	39	支給品精算書		○				○		○		-/-		
施工管理	40	現場発生日調書		○				○		○		-/-		
	41	工事打合せ簿	指示、提出、報告、承諾、協議、通知		○			◎		◎				
	42	官公庁等手続	関係機関許可資料			○		(○)	△	☆	☆	※2		
	43		近隣協議(地域住民等)資料		○			○		○				
	44	地下埋設物調査等	事前調査結果報告書		○			○		○				
	45		接触・切断等事故防止対策計画書		○			○		○				
	46		架空線等事故防止対策報告書		○			◎		☆		※2 監督員が不要と判断した場合 ※4 確認項目が該当しない場合		
工程	47	段階確認	段階確認書		○			◎		☆		※2 ※4 確認項目が該当しない場合		
	48	工程管理	実施工程表			○			△		☆	※2		
	49		履行報告書		○			◎		◎				
	50		工事週報			○			□		□			
出来形	51		休日・夜間作業届		○			○		○				
	52	出来形管理	出来形管理図表		○			◎		☆		※2		
	53		工事完成図			○		◎		☆		※4 設計値が示されていない場合		
品質	54		出来形数量計算書		○			◎		◎		交通誘導員、産業廃棄物、残土等の集計も含む		
	55	品質管理	品質管理図表		○			◎		☆		※4 工種が条件を満たす場合		
56	材料品質規格証明書等			○			◎		◎簡素化		※4 JIS規格品は確認資料の提示			
写真	57	写真管理	工事写真		○			◎		◎簡素化		※2 撮影項目の簡素化		
安全関係	58	安全管理	安全訓練等実施集計表			○			□		☆	※2		
	59		安全訓練等記録簿			○			□		☆	※2		
	60		災害防止協議会活動記録表			○			△		☆	※2		
	61		安全ハットルール記録表			○			□		☆	※2		
	62		新規入場者教育			○			□		☆	※2		
	63		KY活動記録表			○			□		☆	※2		
	64		安全日誌			○			□		☆	※2		
	65		工事休止中の安全管理計画書			○			△		△			
	66		工事休止中の安全管理報告書			○			△		△			
	67		建設機械点検表			○			□		☆		※2	
	68		器具点検表			○			□		☆		※2	
	69		仮設材点検表			○			△		☆		※2	
	70		交通誘導員集計表			○			○		○		※出来形数量計算書に含む	
	71		交通誘導員警備報告書(勤務伝票)			○								
	72		過積載防止取組状況報告書			○			○		☆		※2	
	73		工事中の事故報告書			○			○		○			
	74		工事災害通知書		○				○		○		契約関係書類	
その他	75	実施状況報告書	創意工夫報告書		○			○		☆		※2		
	76		現場環境改善実施報告書		○			○		☆		※2,※3		
	77	社内検査実施報告書				○								
	78	環境対策	産業廃棄物集計表			○		○		○		※出来形数量計算書に含む		
	79		産業廃棄物契約書			○								
	80		産業廃棄物管理票(マニフェスト)			○				△	☆	※2		
	81		計量伝票			○								
	82		残土集計表			○			○			※出来形数量計算書に含む		
	83		残土受入伝票			○				△	☆	※2		
	84		再生資源利用計画書			○			○		○			
85	再生資源利用促進計画書				○			○		○				
86	再生資源利用実施書			○			○		○					
87	再生資源利用促進実施書			○			○		○					
88	排出ガス対策型・低騒音型建設機械使用報告書			○			○		☆		※2			
89	週休2日工事	休日等取得報告書		○			○		☆		契約関係書類			
90	熱中症対策	気温計測結果報告書			○		○		○					
		必須項目						13	11	6	1			

注1) 簡素化及び省略可能な書類については、監督員に確認の上決定すること。

注2) 適用可能な建設工事

- ※1 当初請負金額1,500万円未満の建設工事
- ※2 建設工事成績評定要領 第2条第1項各号に示す評定対象外工事
- ※3 災害復旧工事
- ※4 その他





(1) 省略できない書類 (必ず提出又は提示)

No.41

名 称	工事打合せ簿 (指示、協議、承諾、提出、報告、通知)
取 扱	必ず提出
対象工事	全ての工事
提出時期	適宜
解 説	鳥取県土木工事共通仕様書に基づき、連絡以外は書面による提出が必要です。但し、 <b>工事完成時において再提出の必要はありません。</b>
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事共通仕様書 (鳥取県県土整備部)</p> <p>第1編 共通編 第1章 第1節</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>16.指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>17. 承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>18. 協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>19. 提出 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>20. 提示 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>21. 報告 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>22. 通知 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p>
提出書類	—
提出部数	1部 (※必要に応じて2部)

名 称	工事履行報告書											
取 扱	必ず提出											
対象工事	全ての工事											
提出時期	翌月原則5日以内（土日祝日を除く）											
解 説	鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項に基づき、監督員への提出が必要です。但し、 <b>工事完成時において再提出の必要はありません。</b>											
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-25 履行報告 受注者は契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に <b>提出</b> しなければならない。											
	○鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項（鳥取県県土整備部） 第2条（鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項） 鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項は下記のとおりとする。 【第1編 共通編 第1章 総則 関係】											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>編章節条</th> <th>項以下</th> <th>見出し</th> <th>訂正・追加</th> <th>追加仕様事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-1-1-25 履行報告</td> <td></td> <td></td> <td>追加</td> <td>工事履行報告書の提出時期について 受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項	1-1-1-25 履行報告			追加	工事履行報告書の提出時期について 受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。	
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項								
1-1-1-25 履行報告			追加	工事履行報告書の提出時期について 受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。								
提出書類	○鳥取県土木工事施工管理基準（鳥取県県土整備部） 第4章 写真管理 撮影箇所一覧表（全体）～抜粋～											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度 [時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工状況</td> <td>工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の 工事進捗状況</td> <td>月1回 [月末]</td> <td>履行報告に添付</td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		概要	撮影項目	撮影頻度 [時期]	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月1回 [月末]
区分				写真管理項目			概要					
		撮影項目	撮影頻度 [時期]									
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月1回 [月末]	履行報告に添付								
提出部数	1部											

## No.50

名 称	工事週報
取 扱	必ず提示
対象工事	全ての工事
提示時期	適宜
解 説	受注者が工事の進捗状況を把握するための資料であるため、監督員が請求した場合に提示が必要です。
根拠法令等	○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）【参考】 1.2.4 工事の記録 (b)工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
提示資料	・工事週報

## No.54

名 称	出来形数量計算書（設計数量対比表）
取 扱	必ず提出（※監督員から請求があった場合は、その都度提示）
対象工事	全ての工事
提出時期	工事完成時まで
解 説	土木工事共通仕様書に基づき、監督員へ提出が必要です。また、監督員から請求があった場合は、その都度速やかに提示が必要です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第3編 土木工事共通編 第1章 第1節 3-1-1-4 数量の算出 1. 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。 2. 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。 <u>出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。</u> なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
提出書類	・出来形数量計算書（交通誘導員、産業廃棄物、残土等の集計も含む）
提出部数	1部

## (2) 内容が簡素化できる書類（必ず提出）

No.24

名 称	施工計画書
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>記載項目の省略</b>
対象工事	当初請負金額1,500万円未満の工事及び評定対象外工事
解 説	鳥取県土木工事共通仕様書（表1-1）に基づき、金額、工事内容によって施工計画書に記載すべき項目の省略は可能です。また、工期や数量等の軽微な変更のみの場合は変更施工計画書の作成は必要ありません。
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-4 施工計画書 1.一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、<u>施工計画書に表1-1に従い記載しなければならない。</u>また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>2.変更施工計画書</p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（<b>工期や数量等の軽微な変更は除く</b>）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p>

鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部）

表 1 - 1 施工計画書に記載すべき項目

名称	当初請負金額が 1,500万円以上	当初請負金額が1,500万円未満	
			うち維持的工事
①工事概要	○	○	○
②計画工程表	○	○	
③現場組織表	○	○	○
④指定機械	○		
⑤主要船舶・機械	○		
⑥主要資材	○		
⑦施工方法（主要機械、仮設備 計画、 工事用地等を含む）	○	○	
⑧施工管理計画	○	○	
⑨安全管理	○	○	○
⑩緊急時の体制及び対応	○	○	○
⑪交通管理	○	○	○
⑫環境対策	○	○	○
⑬現場作業環境の整備	○		
⑭再生資源の利用の促進と建設副 産物 の適正処理方法	○	○	○
⑮その他	○		

〔注〕維持的工事とは、伐開、河床掘削、道路維持、維持的管理等やこれらに類する工事をいう。

※1 維持的工事とは、建設工事成績評定要領（令和3年2月26日改定）第2条第1項各号に示す評定対象外工事に適用する。

名 称	材料品質規格証明書
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>確認資料の提示に変更</b>
対象工事	評定対象外工事において、工事材料に J I S 規格品を使用する場合
解 説	工事に使用する材料のうち J I S 規格品で、J I S マークの表示状態が写真等で確認できれば、書類を提出する必要はなく確認資料（写真等）の提示で構いません。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第2編 材料編 第1章 第2節 1.一般事項 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備および保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出が定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、J I S 規格品のうち J I S マーク表示が認証され J I S マーク表示がされている材料・製品等については、 <u>J I S マーク表示状態を示す写真等確認資料の<b>提示</b>に替えることができる。</u>
	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第2編 材料編 第1章 第2節 4. 見本・品質証明資料 なお、JIS マーク表示品については、 <u>JIS マーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の<b>提出は省略できる。</b></u>

## § 参考資料 §

工事書類適正化の手引き（国土交通省中国地方整備局）

## ■品質証明

監督員に提出するのは品質証明書のみで品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類を添付する必要はない。

名 称	工事写真
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>撮影項目の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	鳥取県土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表等を省略した場合には、併せて写真管理項目も省略が可能です。
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事施工管理基準（鳥取県県土整備部）</p> <p>第4章 写真管理基準</p> <p>1. 総則</p> <p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は次のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 着手前及び完成写真（全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影。また、既済部分写真等を含む）</li> <li>— 施工状況写真</li> <li>— 安全管理写真</li> <li>— 使用材料写真</li> <li>— 品質管理写真</li> <li>— 出来形管理写真</li> <li>— 災害写真</li> <li>— 事故写真</li> <li>— その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> <p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略する。</p> <p>(1)品質管理写真について、公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センターで実施された品質証明書を保管整備できる場合。</p> <p>(2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。</p> <p>(3)監督員または監督補助員が臨場して段階確認した箇所は、工事完成後に不可視部となる箇所を除き出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</p> <p>4. その他</p> <p>撮影箇所一覧表の撮影頻度の用語の定義</p> <p>（1）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>（2）施工箇所とは、施工1ブロックをいう。</p> <p>（3）「○○m又は1施工箇所に1回」と記載してあるものは、1施工箇所の施工延長が○○mに満たない場合、1施工箇所毎に1回撮影すること。</p> <p>（4）フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、本基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>

第4章 写真管理基準

撮影箇所一覧表（全体）

区分	写真管理項目		概要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕
	完成		施工完了後1回 〔完成後〕
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕
			排出ガス対策型建設機械を使用していることが確認できるように適宜 〔施工中〕
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回 〔施工前後〕
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LIS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕
			実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕
		品質証明 (IISマーク表示)	各品目毎に1回
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕
			品質証明に添付する。



品質管理		別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影 不可視部分の施工		適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影 不可視部分の施工		適宜	
		出来形管理基準が定められていない		監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕		
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕		

※1 評定対象外工事については上表に示す  を必須、 は該当する場合とする。

鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部）

第1編 共通編 第1章 第1節

1-1-1-24 施工管理

8. 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

### (3) 提出又は提示が省略できる書類

No.25

名 称	設計図書の照査結果一覧表
基本事項	当該工事において設計図書と現場が一致しない場合は提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事の設計図書において測量標（設計値等）が示されていない場合
解 説	設計図書に測量標が示されていない場合は、現地測量を行う必要がないため設計照査の実施について省略が可能です。
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部）</p> <p>第1編 共通編 第1章 第1節</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2.設計図書の照査等</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、<u>現地地形図</u>、<u>設計図との対比図</u>、<u>取合い図</u>、<u>施工図</u>等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</p>

#### § 参考資料 §

<p>建設工事請負契約書</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第18条 <b>受注者</b>は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p>
---

## No.26

名 称	着工前測量結果報告書
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事の設計図書において測量標（設計値等）が示されていない場合
解 説	設計図書に測量標が示されていない場合は、設計値の確認を目的とする現地測量が実施出来ないため、着工前測量の実施について省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-38 工事測量 2.着工前測量 (1)受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、 <b>設計図書に示されている</b> 測量標（基準点、BM）、用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、測量結果を速やかに監督員へ提出しなければならない。また、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

## § 参考資料 §

<p>工事書類適正化の手引き（国土交通省中国地方整備局）</p> <p>■設計図書の照査確認資料</p> <p><u>測量結果も設計図書と差違が無い場合には提出の必要はない。</u></p>
---

## No.34

名 称	保険加入報告書
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	○建設工事請負契約書 第50条（火災保険等） 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

## No.37

名 称	工事材料使用承諾										
基本事項	必ず提出										
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>										
対象工事	評定対象外工事において、使用する材料を発注者が指定する場合										
解 説	発注者が設計図書において使用する材料を指定した場合は、提出について省略が可能です。また、工事打合せ簿により使用する材料を指示された場合においても、工事材料使用承諾願の提出は省略が可能です。ただし、品質を証明する書類（材料品質規格証明書等）は必要となります。										
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項（鳥取県県土整備部） 第2条（鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項） 鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項は下記のとおりとする。</p> <p><b>【第2編 材料編 第1章 一般的事項 関係】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>編章節条</th> <th>項以下</th> <th>見出し</th> <th>訂正・追加</th> <th>追加仕様事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1-2 工事材料の 品質</td> <td></td> <td>工事材料の 使用</td> <td>追加</td> <td>受注者は、工事に使用する材料については、契約図書とその外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、事前に工事材料使用承諾を提出し、監督員の承諾を得なければならない。 なお、工事材料使用承諾に係る取扱いは、工事材料使用承諾取扱要領(令和5年12月5日付第202300204832号 県土整備部長通知 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm</a>) に従うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項	2-1-2 工事材料の 品質		工事材料の 使用	追加	受注者は、工事に使用する材料については、契約図書とその外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、事前に工事材料使用承諾を提出し、監督員の承諾を得なければならない。 なお、工事材料使用承諾に係る取扱いは、工事材料使用承諾取扱要領(令和5年12月5日付第202300204832号 県土整備部長通知 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm</a> ) に従うこと。
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項							
2-1-2 工事材料の 品質		工事材料の 使用	追加	受注者は、工事に使用する材料については、契約図書とその外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、事前に工事材料使用承諾を提出し、監督員の承諾を得なければならない。 なお、工事材料使用承諾に係る取扱いは、工事材料使用承諾取扱要領(令和5年12月5日付第202300204832号 県土整備部長通知 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/314737.htm</a> ) に従うこと。							

## No.42

名 称	関係機関許可資料
基本事項	当該工事において、関係官公庁等に諸手続が必要な場合は提示 (但し、監督員から請求があった場合は提出)
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出及び提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-36 官公庁等への手続等 3.諸手続きの提示、提出</p> <p>受注者は、諸手続において許可、承諾等を得た時はその書面を監督員に<b>提示</b>しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを<b>提出</b>しなければならない。</p>

## § 参考資料 §

<p>工事書類適正化の手引き（国土交通省中国地方整備局）</p> <p>■関係官公庁協議・地元協議</p> <p>関係官公庁協議は、<u>届け出後の書類提示のみ</u>でよい。</p>
--

## No.46

名 称	架空線等事故防止対策報告書
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事において監督員が不要と判断した場合
解 説	工事内容により監督員が不要と判断した場合は、提出の省略が可能です。 (例：施工箇所が複数にわたり点在する工事、短期間で完成する工事など)
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-27 工事中の安全確保 6. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

## No.47

名 称	段階確認書
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事において段階確認項目に対象項目がない場合
解 説	鳥取県県土整備部土木工事監督基準に示す段階確認項目に該当する項目がない場合は、段階確認書の提出は省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第3編 土木工事共通編 第1章 第1節 3-1-1-3 監督員による確認及び立会等 6. 段階確認 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出しなければならない。 (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

§ 参考資料 §

鳥取県県土整備部土木工事監督基準					
段階確認の項目～抜粋～					
No.	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度
1	指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、高さ等	1回/工事
2	掘削工		土質変化時	土質変化位置	1回/変化毎
3	路床盛土工		プルフローリング時	実施状況	1回/工事
4	下層路盤工		プルフローリング時	実施状況	1回/工事
17	河川護岸工	覆土施工	覆土前	設計図書との対比	1回/工事
		護岸基礎	設置完了時	設計図書との対比	1回/工事

No.48

名 称	実施工程表
基本事項	監督員から請求があった場合に提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	○土木工事書類作成 Q&A (鳥取県県土整備部長通知) 詳細な工種毎の進捗状況を把握するため監督員から実施工程表を求められた場合は、受注者が実際に現場の工程管理で作成しているものの <b>提示が必要</b> です。
	○鳥取県土木工事施工管理基準 (鳥取県県土整備部) 第1章 総則 5.管理項目及び方法 (1)工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、 <b>省略</b> できるものとする。

§ 参考資料 §

土木工事書類作成マニュアル(国土交通省中国地方整備局)	
4-3 工程管理	
5.工程表提出に関する留意事項	
2)実施工程表	
①実施工程表は、受注者が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから、 <u>監督職員への提出は必要とせず<b>提示</b>でよい。</u>	
②実施工程表は、受注者が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。	

名 称	出来形管理図表
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	主に維持的工事が評定対象外工事であるため、鳥取県土木工事施工管理基準と同様に作成の省略が可能です。ただし、監督員が必要と認めた場合は、省略できません。
根拠法令等	○鳥取県土木工事施工管理基準（鳥取県県土整備部） 5.管理項目及び方法 (2)出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「○○につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。 <u>ただし、工事成績評定要領※において工事成績の評定対象外の工事については、監督員が特に指示した場合を除き、点数に関わらず出来形管理図表の作成を省略することができる。</u>

## § 参考資料 §

鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部）
第1編 共通編 第1章 第1節
1-1-1-24 施工管理
8. 記録及び関係書類
受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。 <u>なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</u>



名 称	工事完成図
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事の設計図書において測量標（設計値等）が示されていない場合
解 説	設計図書に測量標が示されていない場合は、設計寸法が存在しないため、作成の省略が可能です。ただし、監督員が必要と認める場合については、省略できません。
根拠法令等	<p>第3編 土木工事共通編  3-1-1-5 工事完成図書の納品  2. 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要 構造物だけでなく付帯工種、附属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、<u>工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</u></p>



名 称	品質管理図表
基本事項	必ず提出
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提出の省略</b> （※監督員が必要と認めた場合は不可）
対象工事	鳥取県土木工事施工管理基準に示す工種の条件が該当する場合
解 説	鳥取県土木工事施工管理基準に示された工種において、条件を満たす場合は作成の省略が可能です。ただし、監督員が必要と認めた場合は、省略できません。
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事施工管理基準（鳥取県県土整備部）</p> <p>第1章 総則</p> <p>5.管理項目及び方法</p> <p>（3）品質管理</p> <p>ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとし、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。</p> <p>イ この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（ア）～（エ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。ただし、（ア）～（エ）の条件に該当する工事であっても、監督員が必要と認めた場合は実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>（ア）路盤 ※①②のいずれかに該当</p> <p>    ①施工面積が500m<sup>2</sup> 未満の場合</p> <p>    ②仮設道路の路盤</p> <p>（イ）アスファルト舗装</p> <p>    同一配合の合材が50t 未満の場合</p> <p>（ウ）土工</p> <p>    施工規模が50m<sup>3</sup> 未満の場合</p> <p>（エ）コンクリート</p> <p>    均しコンクリート、捨コンクリート等の場合</p>

## § 参考資料 §

<p>鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部）</p> <p>第1編 共通編 第1章 第1節</p> <p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。<u>なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</u></p>
--

## No.58

名 称	安全訓練等実施集計表
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-27 工事中の安全確保 13. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、 <u>監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</u>

## No.59

名 称	安全訓練等記録簿
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-27 工事中の安全確保 13. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、 <u>監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</u>

## No.60

名 称	災害防止協議会活動記録簿
基本事項	元請業者が下請を使用して施工を行う場合は提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事において下請業者を使用する場合
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	<p>○土木工事書類作成マニュアル(国土交通省中国地方整備局)</p> <p>4.施工中の工事関係書類</p> <p>4-2 安全管理</p> <p>4-2-4 その他留意事項</p> <p>受注者は、工事履行中において監督職員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている下記5項目の資料について、<u>監督職員から求められた場合に提示すればよく</u>、提出する必要はない。</p> <p>(1) 災害防止協議会活動記録</p> <p>(2) 店社パトロール実施記録</p> <p>(3) 安全訓練実施記録</p> <p>(4) 安全巡視、TBM、KY実施記録</p> <p>(5) 新規入場者教育実施記録</p>

## No.61

名 称	安全パトロール記録表
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	<p>○土木工事書類作成マニュアル(国土交通省中国地方整備局)</p> <p>4.施工中の工事関係書類</p> <p>4-2 安全管理</p> <p>4-2-4 その他留意事項</p> <p>受注者は、工事履行中において監督職員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている下記5項目の資料について、<u>監督職員から求められた場合に提示すればよく</u>、提出する必要はない。</p> <p>(1) 災害防止協議会活動記録</p> <p>(2) 店社パトロール実施記録</p> <p>(3) 安全訓練実施記録</p> <p>(4) 安全巡視、TBM、KY実施記録</p> <p>(5) 新規入場者教育実施記録</p>

## No.62

名 称	新規入場者教育
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	<p>○土木工事書類作成マニュアル(国土交通省中国地方整備局)</p> <p>4.施工中の工事関係書類</p> <p>4-2 安全管理</p> <p>4-2-4 その他留意事項</p> <p>受注者は、工事履行中において監督職員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている下記5項目の資料について、監督職員から求められた場合に提示すればよく、提出する必要はない。</p> <p>(1) 災害防止協議会活動記録</p> <p>(2) 店社パトロール実施記録</p> <p>(3) 安全訓練実施記録</p> <p>(4) 安全巡視、TBM、KY実施記録</p> <p><b>(5) 新規入場者教育実施記録</b></p>

## No.63

名 称	KY活動記録表
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	<p>○土木工事書類作成マニュアル(国土交通省中国地方整備局)</p> <p>4.施工中の工事関係書類</p> <p>4-2 安全管理</p> <p>4-2-4 その他留意事項</p> <p>受注者は、工事履行中において監督職員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている下記5項目の資料について、<u>監督職員から求められた場合に提示すればよく</u>、提出する必要はない。</p> <p>(1) 災害防止協議会活動記録</p> <p>(2) 店社パトロール実施記録</p> <p>(3) 安全訓練実施記録</p> <p><b>(4) 安全巡視、TBM、KY実施記録</b></p> <p>(5) 新規入場者教育実施記録</p>

## No.64

名 称	安全日誌																		
基本事項	必ず提示																		
取 扱	対象工事に該当する場合は、提示の省略																		
対象工事	評定対象外工事																		
解 説	評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。																		
根拠法令等	<p>○土木工事に係る安全日誌について（鳥取県土木部長通知） 土木部所管の土木工事に係る安全日誌については、<u>請負者において調整し、監督員の要求があった場合に提出するもの</u>としているところですが、その場合の様式を今後新たに契約するものから下記によるよう業界あてに通知したので、承知ください。</p> <p>○土木工事書類作成の手引き（鳥取市）</p> <p>No.64</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>安全日誌</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>労働者に対して行う安全、衛生のための教育を記録した書類</td> </tr> <tr> <td>取 扱</td> <td>必ず提示</td> </tr> <tr> <td>対象工事</td> <td>全ての工事</td> </tr> <tr> <td>書類種別</td> <td>契約図書・契約関係書類・工事書類・工事完成図書・<u>その他資料</u></td> </tr> <tr> <td>提示時期</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>解 説</td> <td>その他の安全関係資料と同様に、監督員が請求した場合、その都度提示が必要です。</td> </tr> <tr> <td>根拠法令等</td> <td>○土木工事に係る安全日誌について（鳥取県土木部長通知） 土木部所管の土木工事に係る安全日誌については、<u>請負者において調整し、監督員の要求があった場合に提出するもの</u>としているところですが、その場合の様式を今後新たに契約するものから下記によるよう業界あてに通知したので、承知ください。</td> </tr> <tr> <td>提示資料</td> <td>・安全日誌</td> </tr> </table>	名 称	安全日誌	内 容	労働者に対して行う安全、衛生のための教育を記録した書類	取 扱	必ず提示	対象工事	全ての工事	書類種別	契約図書・契約関係書類・工事書類・工事完成図書・ <u>その他資料</u>	提示時期	適宜	解 説	その他の安全関係資料と同様に、監督員が請求した場合、その都度提示が必要です。	根拠法令等	○土木工事に係る安全日誌について（鳥取県土木部長通知） 土木部所管の土木工事に係る安全日誌については、 <u>請負者において調整し、監督員の要求があった場合に提出するもの</u> としているところですが、その場合の様式を今後新たに契約するものから下記によるよう業界あてに通知したので、承知ください。	提示資料	・安全日誌
名 称	安全日誌																		
内 容	労働者に対して行う安全、衛生のための教育を記録した書類																		
取 扱	必ず提示																		
対象工事	全ての工事																		
書類種別	契約図書・契約関係書類・工事書類・工事完成図書・ <u>その他資料</u>																		
提示時期	適宜																		
解 説	その他の安全関係資料と同様に、監督員が請求した場合、その都度提示が必要です。																		
根拠法令等	○土木工事に係る安全日誌について（鳥取県土木部長通知） 土木部所管の土木工事に係る安全日誌については、 <u>請負者において調整し、監督員の要求があった場合に提出するもの</u> としているところですが、その場合の様式を今後新たに契約するものから下記によるよう業界あてに通知したので、承知ください。																		
提示資料	・安全日誌																		

## No.67

名 称	建設機械点検表
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	建設機械の点検は、関係法令（労働基準法等）に基づき受注者の責において行うものであり、評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	<p>○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県土木整備部）</p> <p>第1編 共通編 第1章 第1節</p> <p>1-1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、<u>諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</u></p>

§ 参考資料 §

労働安全衛生法	
第45条（定期自主検査）	
2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者に実施させなければならない。	

No.68

名 称	器具点検表
基本事項	必ず提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事
解 説	機械器具の点検は、関係法令（クレーン等安全規則等）に基づき受注者の責において行うものであり、評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は <u>受注者の責任において行わなければならない。</u>

§ 参考資料 §

クレーン等安全規則	
第220条（作業開始前の点検）	
事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シヤツクル、リング等の金具を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。	

名 称	仮設材点検表
基本事項	当該工事において仮設材を使用する場合は提示
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事（※仮設材を使用する場合）
解 説	仮設材の点検は、関係法令（労働安全衛生規則等）に基づき受注者の責において行うものであり、評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
取扱の根拠	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

## § 参考資料 §

労働安全衛生規則
<p>第373条（点検）</p> <p>事業者は、土止め支保工を設けたときは、その後7日をこえない期間ごと、中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に、<u>次の事項について点検</u>し、異常を認めるときは、直ちに、補強し、又は補修しなければならない。</p> <p>一 部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態</p> <p>二 切りばりの緊圧の度合</p> <p>三 部材の接続部、取付け部及び交さ部の状態</p> <p>第567条（点検）</p> <p>事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、<u>その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検</u>し、異常を認めるときは直ちに補修しなければならない。</p> <p>3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。</p>



## No.72

名 称	過積載防止取組状況報告書
基本事項	当該工事において運搬用建設機械を使用する場合は提出（※工事写真に含む）
取 扱	対象工事に該当する場合は、 <b>写真の省略</b>
対象工事	評定対象外工事（※当該工事で運搬用建設機械を使用する場合）
解 説	過積載防止の取組状況は、関係法令（道路交通法等）に基づき受注者の責において行うものであり、発注者は工事写真等において確認を行いますが、評定対象外工事については写真の省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

## § 参考資料 §

道 路 交 通 法
第57条（乗車又は積載の制限等） 車両(軽車両を除く。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

## No.75

名 称	創意工夫報告書
基本事項	当該工事において創意工夫を実施した場合に提出（任意）
取 扱	対象工事に該当する場合に提出の省略
対象工事	評定対象外工事
解 説	評定対象外工事では、検査項目でないため提出の必要はありません。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第3編 土木工事共通編 第1章 第1節 3-1-1-13 創意工夫等 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までには工事成績評定要領（会計管理者通知 令和元年12月9日）による様式「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」により監督員に提出することができる。



## No.76

名 称	現場環境改善実施報告書
基本事項	発注者が指定した屋外で行う工事の場合は提出
取 扱	対象工事に該当する場合は <b>提出の省略</b>
対象工事	評定対象外工事及び災害復旧工事の場合
解 説	維持工事及び災害復旧工事については、現場環境改善費の経費を計上しないため、提出する必要がありません。ただし、経費が計上してある場合は省略できません。
根拠法令等	○土木工事標準積算基準書（鳥取県県土整備部） 2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

## § 参考資料 §

現場環境改善費の計上について（都市企画課長通知）
平成29年度土木工事標準積算基準において、従来のイメージアップ経費に代わり、現場環境改善費が新設されました。建設業の魅力向上等の取組の一環として、下記により原則として現場環境改善費の計上を行ってください。
1 対象工事 本市発注の屋外土木工事。 ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものは対象外とする。 また、災害復旧工事は対象外とする。

## No.80

名 称	産業廃棄物管理票（マニフェスト）
基本事項	当該工事において産業廃棄物が発生した場合は提示
取 扱	対象工事に該当する場合は <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事（※当該工事において産業廃棄物等が発生した場合）
解 説	産業廃棄物処理については、関係法令（廃掃法等）に基づき受注者の責において行うものであり、評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
取扱いの根拠	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-19 建設副産物 2. マニフェスト 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、 <u>適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に<b>提示</b>しなければならない。</u>

§ 参考資料 §

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第3条（事業者の責務）</p> <p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p>
--

No.83

名 称	残土受入伝票
基本事項	当該工事において建設残土が発生した場合は提示
取 扱	対象工事に該当する場合は <b>提示の省略</b>
対象工事	評定対象外工事（※当該工事において建設残土が発生した場合）
解 説	建設残土の処理については、建設副産物適正処理推進要綱に基づき受注者の責において行うものであり、評定対象外工事における提示資料は、監督員が請求しないことを基本としているので、提示の省略が可能です。
根拠法令等	○建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官） 第2章 関係者の責務と役割 第6 元請業者及び自社施工者の責務と役割 (3)元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

No.88

名 称	排出ガス対策型・低騒音型建設機械使用報告書
基本事項	当該工事において建設機械を使用する場合は提出（※工事写真に含む）
取 扱	対象工事に該当する場合は <b>写真の省略</b>
対象工事	評定対象外工事（※当該工事において建設機械を使用する場合）
解 説	建設機械の排出ガス対策及び騒音規制は、関係法令（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律等）に基づき受注者の責において行うものであり、発注者は工事写真等において確認を行いますが、評定対象外工事については写真の省略が可能です。
根拠法令等	○鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備部） 第1編 共通編 第1章 第1節 1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は <u>受注者の責任において行わなければならない。</u>

§ 参考資料 §

<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律</p> <p>第9条(特定特殊自動車の技術基準)</p> <p>主務大臣は、特定特殊自動車の特定原動機以外の部分について、主務省令で、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準(以下「特定特殊自動車技術基準」という。)を定めなければならない。</p>
--

